

令和7年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：千葉県市町村総合事務組合

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)	
任期の定めのない常勤職員	102.8	%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	50.0	%
全職員	84.8	%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

\* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)	
本庁部局長・次長相当職	-	%
本庁課長相当職	100.4	%
本庁課長補佐相当職	-	%
本庁係長相当職	96.9	%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)	
36年以上	-	%
31～35年	-	%
26～30年	-	%
21～25年	-	%
16～20年	92.3	%
11～15年	92.5	%
6～10年	105.6	%
1～5年	137.3	%

【説明欄】

① 次の区分については、該当者が存在しないため「-」で表記している。 2 (1) 役職段階別 本庁部局長・次長相当職：女性の職員がいないため 本庁課長補佐相当職：対象となる職員がいないため 2 (2) 勤続年数 36年以上及び26年～30年：対象となる職員がいないため 31～35年：女性の職員がいないため 21～25年：男性の職員がいないため
② 2 (2) 勤続年数区分1～5年は、千葉県からの派遣職員(管理職)を含む。

\* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。